

小牧市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

小牧市水道事業

小牧市長 天 野 正 基

小牧市水道事業管理規程第 2 号

小牧市水道事業会計規程の一部を改正する規程

小牧市水道事業会計規程（昭和４２年小牧市水道事業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

第３６条第２項第１号中「３０万円以下の」を「８０万円以下の原水及び浄水工事請負費並びに」に、「修繕」を「いずれも修繕」に改める。

別表勘定科目表の収益勘定の表中

「 他会計補助金		○収益的支出を負担すること を目的とする他会計からの 繰入金で返済を要しないもの を
「 他会計補助金 補助金	一般会計補助金	○収益的支出を負担すること を目的とする他会計からの 繰入金で返済を要しないもの に
	国庫補助金	
	県補助金	

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第３６条第２項第１号の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。